

同性婚裁判意見書

2024（令和6）年6月20日

明治学院大学教授

（社会学）

加藤 香 

はじめに

同性間の婚姻を認めない民法および戸籍法の諸規定の合憲性が争われた5件の裁判の判決が、令和三年から令和五年にかけて、相次いで下された*。それらはいずれも基本的に原告の訴えを棄却し、同性間の婚姻が認められていない現状は憲法24条1項等に違反するとは言えないとした。

*1 札幌地裁判決（令和3（2021）年3月17日）（事件番号 平成31（ワ）267）、2 大阪地裁判決 令和4（2022）年6月20日（事件番号 平成31（ワ）1258）、3 東京地裁判決（令和4（2022）年11月30日）「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟事件（事件番号 平成31（ワ）3465）、4 名古屋地裁判決（令和5（2023）年5月30日）（事件番号 平成31（ワ）597）。5 福岡地裁判決（令和5（2023）年6月8日）（事件番号 令和元年（ワ）2827、令和3年（ワ）447）。以下、それぞれ「札幌地裁判決」「大阪地裁判決」「東京地裁判決」「名古屋地裁判決」「福岡地裁判決」と記す。

これら各判決の趣旨はおおよそ以下の通りである。すなわち、男女が「自然生殖」によって子をなし共同で育てること（少なくともその可能性があること）が「伝統的な婚姻」に関する「社会通念」の本質的な構成要素であるとし、その条件を満たし得ない同性間の婚姻はそもそも憲法24条の『婚姻』に「含むものと解することはできず」、憲法14条1項に関しても同性間の婚姻が認められないことには「合理的な根拠」があるとするのである（カギ括弧内の言葉遣いは東京地裁判決からの引用であるが、他の各判決も概ね同様の言葉を用いている）。

本意見書は、このような立論に疑義を呈するものである。ただしその目的は、各判決の法解釈・法実践としての妥当性を問うことでは必ずしもない。そうではなく、結婚と家族に関する人文・社会諸科学（特に歴史学および社会学）の蓄積をふまえ、各判決がそれぞれの論拠として共通に言及している「伝統的な婚姻」という観念の根拠を実証的に検証することが、その主たる目的である。しかし同時に、この目的をよく果たすためには、史実を単純に列挙するといった仕方では不十分であり、「婚姻」や「伝統（的）」といった基礎的概念そのものの――各判決文、社会通念一般、歴史学・社会学といったそれぞれの領域における――意味・用法を分析する作業もまた不可欠である。したがって本意見書は、史実の実証的検証と（その史実を把握するために用いられる）概念の哲学的分析という両面から、各判決における「伝統的な婚姻」をめぐる認識を再検討しようとするものである。

もとより、今日において、「婚姻」において結ばれた男女の多くが「自然生殖」によ

て子をなし、その子を夫婦として「共同」して養育するという現実が当然ながら広く存在しており、それが結婚——「結婚」と「婚姻」の違いについては後述する——の典型的かつ規範的なあり方として多くの人びとに承認されているという事実そのものには、何ら疑うべき余地はない。問題なのは、そのような婚姻のあり方だけをことさら「伝統的」と呼び聖別することの正当性である。「伝統的な婚姻」という概念が、同性間の「婚姻」を承認すべきか否かという重大な規範的判断の根拠たりうるためには、基本的な前提としてこの点が明確にされる必要がある。しかるに、結論を先取りして言うなら、上記各判決はこの点において不十分であると言わざるを得ないのである。

以下、本意見書の構成を簡潔に記す。

まず第1節では、上記5つの判決文の趣旨を、すでに述べた本意見書の目的に関連する限りで、要約・整理する。なお、現在の社会通念にもなお内在する「伝統的」な婚姻観・家族観を根拠として同性間の婚姻を否定するという論理構成は5つの判決すべてに共通するが、中でも「伝統的」という語句の使用頻度が高く、かつそれに格別の重きを置いていると思われる東京地裁判決および名古屋地裁判決を主にとりあげ、大阪地裁判決にも補助的に言及することにしたい。その他2つの判決については、適宜参照はするが、以下に述べる理由から、本意見書では主たる検討対象からは除外する。まず札幌地裁判決については、「伝統的」という文言は複数回登場するものの、それらは明治民法制定過程における議論（生殖能力を欠く者同士の婚姻の有効性を認めるか否か）の紹介という文脈において現れ、「婚姻」の本質について裁判所自らの判断を示していると言えるか否かは曖昧である。次に福岡地裁判決については、一方には「婚姻は…男女間の人的結合であるとの…伝統的な理解」という文言があり（2争点(1)(2)イ）、他方では「〔結婚の〕範囲を生物学的に生殖可能な組合せに限定することで、…一対の男女（夫婦）の間の生殖とその子の養育を保護すること」が「婚姻制度の目的」であるとしているもの（2争点(1)(4)ウ(イ)）、前者は国民感情の現状に関する記述であり、後者は現行婚姻制度の目的に関する記述であって、「婚姻」の本質を裁判所自らが積極的に規定しているかどうかは曖昧である。また、次節以降で詳論する東京地裁判決や名古屋地裁判決とは異なり、生殖可能性を婚姻の本質的な構成要素とみなすことが我が国における「婚姻」の「伝統」であると明確に述べているわけではない。ただし、判決文全体の趣旨としては上記両判決とほぼ同じであることが明らかなたため、本意見書の主張を妨げるものでもない。

第2節では、本論である次節に先立つ準備作業として、「婚姻」という基礎概念について簡略に検討する。近代国家を背景とする法律用語である「婚姻」を歴史一般に当てはめることから生じる混乱を指摘し、「結婚」と「婚姻」を使い分けるべきことを述べる。

第3節は本論であり、各判決が示す「伝統的な婚姻」の描像が歴史の実態に合致しているかどうかを検討する。ただし日本における「婚姻」の通史を描くことは不可能なので、本意見書の趣旨に照らして格別な重要性をもつ、以下の諸点のみを取りあげる。①「伝統」の概念、②古代から中世にかけての対偶婚、③中世以降の「家制度」下における養子縁組、④近世後期から明治期における「血縁」原理の（再）強化である。

1 各判決文の論旨の確認

東京地裁判決は、「1 認定事実 (2)婚姻制度 ア 近代的婚姻制度」の項に於いて、以下のように述べている（判決文中の下線は引用者による。以下同様。）。

「歴史上、人間は男女の性的結合関係によって、子孫を残し、種の保存を図ってきたところ、この古くから続く関係を規範によって統制しようとするところに婚姻制度（法律婚制度）が生まれた。それぞれの時代、社会によって、どのような人的結合関係を婚姻として承認するかは異なるが、婚姻とは、いかなる社会においても、単なる当事者間の性愛に基づく結合ではなく、社会制度として、社会に承認された人的結合として存在するものと考えられ、ほとんどの社会において、婚姻の成立に一定の要件を定めている。そして、伝統的に、婚姻とは、単純な男女の性関係ではなく、男女の生活共同体として子の監護養育や分業的共同生活等の維持によって家族の中核を形成するものと捉えられてきた」。

この文章は第一義的には歴史上の事実、すなわち「人間」が「婚姻」をいかなるものとして捉えてきたかについての客観的記述として読めるが、それが同時に裁判所自らによる規範的主張でもあることは、他の箇所でも最高裁昭和61年（オ）第260号同62年9月2日大法廷判決を参照しつつ「婚姻の本質は、当事者が永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真摯な意思をもって共同生活を営むことにある」（争点(2) 憲法14条1項適合性について）と述べられていることから明らかであろう（なお、この「婚姻の本質」規定は札幌地裁判決でも言及されている。）

他方、名古屋地裁判決も、これとほぼ重なる内容を次のように述べている。

「その〔婚姻の〕形態は、当該社会の経済的・政治的条件又は道徳的理念によって、時代や地域ごとに様々であるが、それぞれの社会において、正当な男女の結合関係を承認するものとして存在し、伝統的には、単純な男女の性関係ではなく、男女の生活共同体として、その間に生まれた子の保護・育成、分業的共同生活の維持などの機能を通じ、家族の中核を形成するものと捉えられてきた」（1 認定事実 (2) 婚姻制度 ア 婚姻制度についての伝統的理解）。

両者の差異について注目されるのは、東京地裁判決では単に「子」とされている箇所に対応する箇所を名古屋地裁判決は「〔男女の〕間に生まれた子」としている点である。しかし、これは両判決の認識が異なっていることを示すわけではなく、同一の認識を名古屋地裁の方がより明瞭に表現しているとみることができる。なぜなら東京地裁判決も、「争点(1)」すなわち「同性間の婚姻を認めていない本件諸規定の憲法適合性」に関して、以下のように述べているからである。

「伝統的に男女間の人的結合に対して婚姻としての社会的承認が与えられてきた背景、根底には、夫婦となった男女が子を産み育て、家族として共同生活を送りながら、次の世代につないでいくという社会にとって重要かつ不可欠な役割を果たしてきた事実があることは否定できないところであろう。（中略）当事者間における自然生殖の可能性がないことが明らかである同性カップルについて、その人的結合関係に対して一定の法的保護を与えることを超えて、本件諸規定が対象としている異性間の婚姻と同じ『婚姻』と捉えるべきとの社会通念や社会的な承認が生じているか否かについては、さらなる慎重な検討を要するものといわざるを得ない」。ここに登場する「夫婦となった男女が子を産み」や「自

然生殖」といった文言が、先の「〔男女の〕間に生まれた子」という文言と概ね同じ意味をもつことは明らかであろう。

以上の概観から、同性間の婚姻の否認を合理的とする各判決が、次のような認識を共有し、かつそれを判断の根拠としていることが明らかになる。すなわち、男女の（永続的な）「共同体」が「その間に生まれた子」（＝夫婦の「自然生殖」によって生まれた子）の「監護養育」「保護・育成」や「分業的共同生活の維持」に携わることが「家族の中核を形成するもの」であり、そのような条件を満たすものこそが「伝統的に承認されてきた「婚姻」である、という認識である。今後の議論の便宜のために要点だけを抽出し再構成するならば、各判決が考える「婚姻」の本質は、①一対の男女（夫婦）による自然生殖（家族社会学等に言う「直系」原理にほぼ相当する）、②夫婦による共同生活（両者間に生まれた子の養育を含む）という二点から構成されるということである。

本意見書は、このような認識が現在の人文・社会諸科学の研究水準に照らして必ずしも妥当ではないことを論証していく。だが、本論に進む前の不可欠な準備作用として、次節では、判決文中の「婚姻」という用語についてまず検討しておきたい。

2 基礎概念の確認——「婚姻」と「結婚」

東京地裁判決は、すでに示した通り、「歴史上、人間は男女の性的結合関係によって、子孫を残し、種の保存を図ってきたところ、この古くから続く関係を規範によって統制しようとするところに婚姻制度（法律婚制度）が生まれた。」とする。一見明瞭な文であるように見えるが、それが正確にいかなる事態を言い表しているのかを画定することは意外と難しい。その理由は、ここで用いられている「人間」「規範」「婚姻」といった諸概念の意味およびそれらの間の相互関係が十分に明確ではないことにある。

上記引用文を日本語として素直に読めば、「男女の性的結合関係」は古くから存在したものの、「婚姻制度（法律婚制度）」が成立するまでは「規範」によって統制されることはなかったと主張されているものと読める。こうした読み方は、ほぼ同じ内容を若干異なる言葉遣いで語り直す他の箇所とも整合的である。「（イ）（略）前記認定事実のとおり、歴史上、人間は男女の性的結合関係によって、子孫を残し、種の保存を図ってきたところ、このような前国家的な関係を規範によって統制するために婚姻制度（法律婚制度）が生じ、（以下略）」（2 争点(1) 同性間の婚姻を認めていない本件諸規定の憲法適合性）。ここでは「古くから」続いてきた「男女の性的結合関係」が「前国家的な関係」という文言でとらえ直され、それが「規範」と対置されている。すなわち、「前国家的関係」は「規範によって統制」されていなかったと述べられているのである。

だが歴史上の事実として、そのようなことがあったとはきわめて考えにくい。端的に言って、国家を背景とする「法律」が成立するよりもずっと前の時代、したがって「法律婚制度」が成立するよりもずっと前の時代から（さらに言えば、国家と呼びうるような政治システムや法律と呼びうるような規範体系の存在しない社会においてすら）、「男女間の性的結合関係」は共同体や親族組織等における様々な「規範」（習俗・慣習等）によって「統制」されてきたと考えるべきである。したがって、東京地裁判決が示した「婚姻」についての歴史認識は、字義通りに読むならば、誤っている、あるいは少なくとも粗雑に過

ぎると言わざるを得ないのである*。

* 民法の定評ある注釈書である二宮周平編『新注釈民法(17)』（有斐閣、2017）には「人間は男女の性的結合関係を営み、種の保存を図ってきた。この関係を規範によって統制しようとするところに婚姻制度が生まれる」との記述がある（同書 65 頁）。同書の記述は、人間の営みと法制度との関係を指摘するものであり、続けて婚姻制度が時代、社会とともに変化してきたことが述べられている。これに対し、東京判決上記部分は、「歴史上」を加え「生じ（た）」とすることで史実の記載のニュアンスが強められそこから婚姻に関する「伝統」を抽出する記載となっている。注釈書の趣旨とは異なり、本文で指摘した問題が生じるのはそのためである。

この難点を回避するために、以下のように想定することができるかもしれない。すなわち判決文における「婚姻」という語が、国家（おそらく近代国家）によって裏支えされた「法律婚」に限定されているという想定である。この場合、「前国家的」な「男女の性的結合関係」を何と呼べばよいのかという問題は残るものの、一応の整合性は見出されることになる。だが、このような読解もうまくはいかない。なぜなら判決文の他の箇所においては、「法律婚」以前の時代についても「婚姻」という語が充てられているからである。
「（ア）我が国においては、明治初年にあつては、婚姻の実質的要件は慣習に委ねられ、統一的な実体法は存在しなかった。（後略）」（「認定事実(2)イ 明治期の民法」）。

以上のように、東京地裁判決においては、最も基礎的な概念である「婚姻」が具体的にいかなる対象を指すのかが明確でない。すなわち、それが「法律婚」のみを指すのか、それともより広く「慣習」的な規範による男女関係の統制をも含むのかが判然としないのである。このように「婚姻」の指示対象自体がはっきりしないのでは、その歴史を跡づける作業を始めることすらできない。このままでは、判決文に示された歴史認識の妥当性を（肯定するにせよ否定するにせよ）検証すること自体が不可能だと言わねばならない。

このような混乱をもたらした原因は、上記判決が「婚姻」という法律用語に拘泥しすぎたことにあると思われる。以下では、そのように言う根拠について簡単に述べておきたい。

今日の我々は、「男女間の性的結合関係」が何らかの社会的な「規範」によって「統制」された状態（および、そのような状態に移行する行為）一般を言い表すのに「結婚」という語を主に用いている。それに対して「婚姻」は、「日本では法律用語として、また人類学などの学術用語として」用いられるのが普通である（増田吉光「婚姻」『日本大百科全書』。ただし、「結婚」も「婚姻」も対応する英語は同じ“marriage”であり、両者の使い分けは単に日本語の慣用の問題に過ぎない）。しかるに、近年の人類学では「婚姻」ではなく「結婚」という語が使われることも増えている。1994年に刊行された『【縮刷版】文化人類学事典』（弘文堂）においてすでに「結婚」という項目名が採用されており、「婚姻」を引くと「結婚」を参照するよう指示される。ここから、今や「婚姻」はもっぱら法律用語としてのみ用いられるようになりつつあると言ってよいだろう。

そのような法律用語としての「婚姻」を、国家の法律を背景にもたない多様な習俗・慣習全般に当てはめることが、どだい無理な話なのである。このような混乱は、「婚姻」を法律用語として自覚的に限定し、習俗全般を指すためには他の語（たとえば「結婚」）を用いるようにすれば概ね解消されるであろう。

なお、右の点に関しては、大阪地裁判決も、明治民法によって「法律婚としての婚姻」が初めて制度化されたと述べているが、言及する対象が明治民法下の婚姻に限定されており、「前国家的」な時代については何も述べていないため、明治民法以前に「婚姻」があったか否かという問題自体が生じない。それに対して先ほど検討した東京地裁判決の場合は、「人間」や「いかなる社会においても」といった表現を用いて「男女間の性的結合関係」の普遍的なあり方に言及しているにもかかわらず、「婚姻」のような基礎概念の規定が不明瞭であることが問題なのである。この点は、東京地裁判決の「人間」に対応する語として「人類」を用いる名古屋地裁判決では、より重大な問題となろう。

以上の考察をふまえ、本意見書では、「男女間の性的結合関係」を統制する「規範」一般およびそれによって現実化される行為・状態を「結婚」と呼び、その部分集合としての、明治民法という法律の下で成立した「法律婚制度」によって枠づけられた「婚姻」から区別することにしたい。この立場から、諸判決に現れる「婚姻」の語も、その登場する文脈に応じて適宜「結婚」と読み替えることとし、これ以降、その概念規定をいちいち問題にすることはしない（「婚姻」という語を用いるのは、各判決文や法律の条文からの直接引用の場合に限定する）。

付記しておけば、本意見書の目的および筆者の力量による制約から、検討対象は日本史上の結婚・婚姻に限定することにし、人類一般には言及しない。そもそも「結婚」や「家族」とかいった単一の概念を多様な人類社会の現実には当てはめることができるか否かは、久しく学術上の深刻な問題でありつづけている。

3 〈男女の共同生活と自然生殖を中核とする結婚・家族〉は日本の「伝統」か

日本に於ける結婚と家族の歴史に関する研究は今なお発展途上であり、各時代におけるその実相については相対立する諸学説が並び立っている場合も少なくない。こうした学界の状況に鑑み、以下ではなるべく現在の定説と思われるもの、およびそれに準ずる有力な学説を尊重しながら、日本史上における結婚・家族の特徴を素描し、それが各判決の言うところの〈男女が、直系の子を、分業的共同生活を通じて養育する〉という「伝統的」な結婚・家族像とどのように異なるかを見ていくことにしたい。

なお、「はじめに」でも記したように、具体的な史実を把握することはそれを枠づける「伝統」概念の明確化と表裏一体である。それゆえ、以下ではまず「伝統」という概念を検討するが、ただし論述の都合上、踏み込んだ考察は史実の概観を終えた後に回すことにして、ここでは国語辞典から伺える一般的な意味を確認するにとどめたい。

3.1 一般的な「伝統」の概念

東京地裁判決は、「伝統的に、婚姻とは（中略）男女の生活共同体として子の看護養育や分業的共同生活等の維持によって家族の中核を形成するもの」であるとし、名古屋地裁判決は、「伝統的に（中略）夫婦となった男女が子を産み育て、家族として共同生活を送

りながら、次の世代につないでいく（後略）」のだと述べていた。ここからは、両判決がどのような結婚を「伝統的」なものともみなしているかは読み取れるものの、なぜそれを「伝統的」と呼べるのかという理由、言い換えれば「伝統」という概念そのものについての規定は全く与えられていない。したがって、ここでの「伝統」という語はごく一般的な意味で用いられていると推察してよいだろう。そこで、定評のある国語辞典（『広辞苑 第六版』）に拠って現在の日本における「伝統」の一般的な意味を調べてみるならば、そこには「伝統」（英 tradition）の語釈として、「ある民族や社会・団体が長い歴史を通じて培い、伝えて来た信仰・風習・制度・思想・学問・芸術など。特にそれらの中心をなす精神的在り方」と記されている。その他いくつかの国語辞典も概ね同様の語釈を掲げている。

このような語釈がきわめて茫漠としたものであり、それ自体としては伝統的な事象とそうでないものとを具体的に弁別するための有効な規準にならないことは容易に見てとれよう。例えば、「長い歴史」とは具体的にはどれほどの長さを意味するのか。わずか一、二年しか続いていない信仰・風習等を伝統と呼ぶ人は稀であろうが、それでは十数年であればよいのか、それとも数百年は必要なのか。こうした論点について衆目の意見が一致することは想像しがたい。また、一口に「ある民族や社会・団体」と言っても、その構成員すべてが全く同じ信仰・風習等々を共有しているわけではなく、同じ団体の内部に相異なる複数の信仰・風習等々が存在することもありうる。それらのうちのどれをその民族や社会の伝統と呼べばよいのか*。こうした疑問に対する答えは、国語辞典における語釈からは直接には導かれないのである。

* 「民族」に限っていえば、それを厳格に定義して、単一の信仰・風習を共有する集団のみを「民族」と呼ぶことによってこの問題は回避できるかもしれない（ただし一般的な「民族」概念においては「我々是一个の民族である」という再帰的な集团的自意識がその核心だとされるので、そうした集团的自意識が共有される人びとの範囲と、ある特定の信仰・風習の共有される範囲と必ずしも一致しない場合をどう考えるかといった問題は生じるだろうが）。しかしながら、「社会」とりわけそこに帰属する人びとの多様性が劇的に増大した近代社会や、まして国家のように多様な集団から構成される団体については、そうした回避策をとることはできない。

その答えを探るには、「伝統」概念をめぐる学術的研究を参照することが必要である。しかしながら、すでに述べたとおり、論述がいたずらに複雑になることを防ぐため、その作業は後回しにすることにしたい。ひとまず一般的な「伝統」概念を参照しつつ、次節では〈男女が、直系の子を、分業的共同生活を通じて養育する〉という結婚・家族のあり方がどれほどの「長い歴史」をもつのかを見ていこう。

3.2 古代・中世における対偶婚的紐帯

日本の古代における結婚は、いわゆる対偶婚の性格を色濃くもっていたとされる（以下、本項の概略は関口 [1993]、関口他 [1998]、服藤監修 [2011]、西野 [2014a] [2014b]に拠る）。すなわち、一人の男（夫）と一人の女（妻）という一对男女による夫婦関係の観念は成立しているものの、それは男女ともに（とりわけ男にとって）必ずしも他の異性との

性関係を妨げるものではなく、また、その関係を永続させようとする志向は弱かった。言い換えれば、「単なる性関係」あるいは今日の語彙でいう「恋愛」に似た関係と、社会的に「結婚」として承認された関係との境界は曖昧であり、夫婦関係はお互いの気の向く間のみ続き、どちらか一方が関係に飽きればおのずと終わるようなものであった。

具体的には、まず歌垣などの場で若い男女が出逢い、互いの名を名乗ることを経て恋仲になると、男が女の住まいに通いはじめる。こうして結婚はまず「ツマ問い婚（通い婚）」として始まったのである。なお、「ツマ」は後に「妻」と書かれるようになり、もっぱら女性のみを指すようになるが、元来の「ツマ」は男性＝夫を指す場合もあった。したがって「ツマ問い婚」には女が男のもとに通うケースも含まれるが、多くは男が女のもとに通ったとされる。このような通いは、一過性の恋愛、または単なる性交渉として自然消滅することもあれば、ある程度の期間にわたって関係が続くこともあり、その中には夫婦共同の生活を営む同居婚へ移行するケースもあった。

夫婦同居に至った場合、当初は多くは妻方居住であり、生まれた子も事実上母に帰属し、妻方で養育されたようである。ただし古代から中世前期にはまだ後世のような「家」は確立しておらず、諸個人は共通祖先に遡る「氏」という大きな単位に生涯を通じて所属するものとみなされていた（そのため、たとえば死亡後の個人はそれぞれの氏の墓に入るので、夫婦でも別々の墓に入った）。なお、日本における「氏」は、父系ないし母系という二項対立的な血縁的親族集団を強固には形成しない双系的本質をもっており、こうした双系的基盤の上に立つ居住規制も緩やかであったことから、夫方居住、妻方居住、夫婦による新居設立、そしてそれぞれの間の移行など、居住実態にはさまざまなものがあったとされる（服藤 [2022]）。

このような結婚のあり方下では、男女ともに複数の異性関係をもつことも容易であり、とりわけ男が複数の女のもとに通うことは珍しくなかった。一人の夫に結びつく妻たちの間に序列はなく、また妻と妾という区分も未成立であった（上級貴族において「正妻」制の萌芽が見られるようになるのは9世紀末のことだとされる*。他方、女性が夫以外の男と性的関係をもつことは戒めの対象ではあり、この点に後の非対称なジェンダー関係の萌芽が見られるが、古代にはまだ「姦通」という概念はなく、夫以外の男と性的関係をもった女性も厳罰を与えられたわけではなかったとされている。男性が複数の女性と性的関係を結ぶことは非難されないまま、もっぱら女性の婚姻外の性のみが制約されるようになるのは10世紀以降のことだという（栗山 [2011]）。

*ただし、この点については今津 [2019]が、古代戸籍の分析に基づいて、妻と妾の別がなかったとまでは言えないと異論を述べている。とはいえ今津も、古代の男女関係が総じて対偶婚的かつ一夫多妻的なものであったことを否定しているわけではない。

以上のように、古代から中世にかけての結婚においては、今日の我々がもつ一般的な結婚観において自明視される男女関係の一对性・排他性・永続性といった諸性質が弱く、男女それぞれの気の向くままの「恋（こひ）」ないし性愛との間に明確な境界を引くことが困難な関係であった。そうした関係の中にやがて生殖行為や共同生活へと発展するものがあったとしても、そこに至らないものを非・結婚とみなすとしたら、それは後世の規準を先

立つ時代に社会的文脈を無視して適用する「アナクロニズム」だと言わねばならない。したがって、仮に永続的な夫婦関係の下での子生み・子育てを日本における結婚の「伝統」と呼ぶなら、その「伝統」なるものの起源を中世前期以前に遡ることはできない、ということになる。

3.3 養子縁組を通して見る擬制的親子関係の位置づけ

近世以前の日本社会に於いては、夫婦が「自然生殖」によって子を設け、その子を共同生活を通じて養育することは、結婚・家族にとって必ずしも本質的な要件ではなかった。そのことは養子制度のあり方を見ることによっても明らかになる。

まず、大藤 [2014]に沿って、養子制度をめぐる古代中国と日本の違いを見ておこう。古代中国においてはすでに紀元前から家父長制的な社会が成立していた。その中核をなすのが「姓」の概念である。姓とは父系で継承される父系血統の標識であり、政体にとっては人身を掌握する手段であるとともに、個々人の身分・アイデンティティとそれに基づく相互の絆の根拠ともなっていた。

こうした「姓」制度は、冊封体制に組み込まれた東アジアの周辺諸国に伝えられ、日本の古代国家（倭国）も5世紀頃にそれを継受したが、具体的な内容は大きく変質した。重要なのは、中国の「姓」制度において厳守された「同姓不婚」（同姓の者同士は結婚できない）と「異姓不養」（異なる姓の者を養子に迎えてはならない）という二つの社会規範が、日本では定着しなかったことである。

その理由は何だろうか。まず「同姓不婚」については、日本では近親婚をタブー視する観念が薄かっただけでなく、皇族や上級貴族層のあいだではむしろ族内婚が積極的に好まれたことが挙げられる。たとえば8世紀に始まる藤原氏は叔父と姪、いとこなどの狭い範囲での族内婚を繰り返したが、そうすることによって「みずからの血統をほかからきわだたせ氏内部の結束を固めるという政治的なメリットがあった。一方、女性にとっても、氏内部の結婚は発言権など地位の安定をもたらすことが多かったと思われる」（西野 [2014: 40]）。

他方、「異姓不養」が日本において成立しなかったのは、「中世以降の『家』が形成され、生物学的な父系血統の永続よりも、『家』という組織体の永続が志向されるようになったために、父系血縁にない他姓の男子であっても養子に取って家を形象させようとしたから」であるとされる（大藤 [2014: 20]）。この点は本意見書の趣旨に照らしてきわめて重要なので、もう少し詳しく見ていきたい。

中国に範をとった日本の古代律令は文字通りの血縁を重視していた。親子は同居し財を共にすべきであるとされ、「子孫が親と籍を分かち、他人の跡を継ぐという行為は否定されていたのであり、他人を養子とするという行為は、社会通念としてもごくまれな場合であった」と考えられる（田端 [1985: 42-43]）。しかしながら、このように直系の「嫡子」による後嗣を旨とする法制度は、「家」がまだ成立していない当時の対偶婚的な結婚の実態とは合致せず、どこまで実効的であったかは疑わしい。とりわけ庶民層では嫡子制の制約は緩く、兄弟相続が実態であった。

やがて上級貴族層において嫡子制が徐々に定着し、財産や官職が世襲で受け継がれるよ

うになる過程で、「氏」から「家」が相対的に独立し、いわゆる「家制度」が確立してゆくにしたがい、状況は変わってゆく。なお、家とは何か、またその成立時期はいつ頃かという問題は人文・社会諸科学の広範な分野における一大争点であり、決定的な定説と言えるものはないが、最大公約数的なその定義は、①「家名」「家業（家職）」「家産」を一体として②父系の直系で相承していく③永続を希求する組織体、といったところである。成立時期については、概ね貴族や武士の上層において中世前期（11～12世紀頃）から萌芽的に形成が始まり、中世後期になると財産の嫡子単独相続制、家長の父子直系継承制の確立によって整ったとみられる。他方、人口の大半を占める庶民層にまで家制度が浸透した時期については、研究者によって14世紀から19世紀初頭までその主張に大きな幅があり、現時点で完全に決着が着いたとは言えないものの、私見によれば、経済発展による小農層の自立を経た17世紀後半以降をもって農村における家制度の確立期とみる見解が有力であるように思われる（加藤・戸石・林 [2016]、落合編 [2015]）。いずれにしても、日本の「家」における嫡子ないし父子直系という観念は、古代中国の「姓」のように個人を単位として生物学的な父系血統を辿るものではなく、家という抽象的・観念的な対象の存続を旨とするものであり、したがって家の後継者として「実男子がいない場合、いても家の経営能力に欠けるか身持ちの悪い場合には、父系血縁関係にない異姓の男子であっても養子に取って、父子関係に擬制したうえで継がせた」ばかりか、跡継ぎの男子がいないか、いても幼少の場合は後家や娘が中継ぎ的に相続したり、父系にも母系にも血縁のないものを養子に取って継がせたり、絶えた家を非血縁者に再興させたりすることもあったのである（大藤 [2014: 28]）。

平安貴族層における養子制度の慣行を詳細に跡づけた高橋秀樹もまた、養子制度が「養親の実子の有無にかかわらず行われていた」こと、その目的には「子どもの叙位を優位にしたり、後見を失った親族に対する保護のため」などの「子のための養子」と「養子関係を通じた親族ネットワークを形成し、その結合を強化するためや、実子のない場合には情報収集など政界における活動を託す」ような「親のための養子」という二面があったこと、そして11世紀から12世紀にかけて貴族層における「家」の形成が進むにつれて、後者の側面が強くなっていったことを明らかにしている（高橋 [1996: 187]）。このような貴族社会においては、夫婦が自然生殖によって生んだ子を共同で育てるといった規範的観念は意味をなさなかった。例えば、なかなか子が生まれなかった藤原頼通に待望の男子（通房）が生まれたとき、通房は生後まもなく祖父道長の許に預けられ、道長の土御門邸で養育されたのだった。

近世に入ると、将軍家および御三家・御三卿においては厳格な父子直系かつ男系相続の原理が貫かれるようになるが、大名家では直系の男子を欠いた場合、女子を家に残して婿養子を迎える結婚が選択肢の一つとされており、藩士や陪臣レベルではさらにその割合が高かった（柳谷 [2014: 200]）。また農民層については、特に人口が停滞期に入っていた江戸中後期に、後継者不足に悩まされた農家が実子以外の継承者を養子縁組で得ることが頻繁に行われたとされる（戸石 [2017]）。

以上のように、概ね中世後期以降、近世後期に至る日本社会では、時代を下るにつれて、「自然生殖」によって媒介された親子間の血縁という紐帯原理以上に、「家」（いえ、イエ）という抽象的な観念体の永続性が重視される傾向が強まっていった。また、特に武士

や貴族においては、必ずしも子の生物学的両親（夫婦）自身による共同の子育てが行われたわけではなく、乳母が雇われることが多かった。これらのことから、〈夫婦が直系の子を分業的共同生活を通じて養育する〉という理念は、少なくとも日本における唯一の「伝統」とは呼べないであろう。

3.4 明治期における「血統ヲ正ス」という理念

それでは今日の我々にとって常識的な「血のつながり」や「本当の親子」といった言い回しに具現化されるような、生物学上の父母による直系の子の養育という規範的観念は、いつ頃から、どのようにして広まったのだろうか。

織豊政権の成立以後、19世紀半ば過ぎまで続いた近世300年は、民衆の武装を阻止し武力を独占した武士集団が支配身分を形成し、政治と行政を掌握した時代である。強力な政治権力の出現により個々の武士家が急速に自律性を失い、それぞれ主家に対して軍事的勤仕を果たすことを最優先課題とされる中で、前代から進行していた嫡子の男性による単独相続がさらに加速し、庶子の立場の男子が臣従化の傾向を強める一方、女子は次第にそれまでのような独自の財産をもつことが困難になっていく（柳谷 [2014]）。こうした流れを完成させ、幕藩体制の構成要素として嫡系男性を家長とする家制度を確立したのが徳川体制であった。

もっとも、人口という観点からみれば、武士層に属する人びとは圧倒的に少数派であり、（カウントの仕方にもよるが）せいぜい全人口の数パーセント程度を占めたに過ぎない。そのような少数者集団の文化規範を今日の我々が日本国民全体の伝統として観念するに至ったのは、明治国家が武士家族をモデルとして家父長制的な家制度を整備し、全国民をそこに包摂したことの帰結だとされてきた。明治期半ばの民法典論争にそのプロセスの一端を見ることができる。ポアソナードによる旧民法を攻撃した人びとは、「日本の家督相続は誠に大切なるものでありまして血統を重んずる即ち皇統一世を頂く目出度い我国」（三浦安）、「茲に日本の如き血統を重ずる国」（村田保）といった文言を用いて、議院（貴族院）での弁論を繰り広げたのである。鹿野政直はこうした言説に「男系長子相続制への牢固たる信仰」（および、「女性をそうした相続人を生む道具視する姿勢と、それだけに女性の“不貞、への限りない警戒心”）を読み取っている（鹿野 [1983: 54]）。かくして、最終的に成立した明治民法において、全国民の包摂、戸主権の極大化、既婚女性の無能力化等々とともに、家督の直系嫡出長男子による単独相続（第970条「親等ノ異ナリタル者ノ間ニ在リテハ其近キ者ヲ先ニス」、「親等ノ同シキ者ノ間ニ在リテハ男ヲ先ニス」）が規定されたことは周知の通りである。

ただし、「血統」の重視という理念をもっぱら守旧的な家制度のみに結びつける理解は少々単純に過ぎる。第一に、明治民法は確かに旧来の家制度を土台として編成されたのではあるが、その体系の内実は近世までの自生的な家の秩序とは根本的に異なる面をもつからである。すなわち、旧来の家の「家長」が、祖先から継承され連綿と続く家を当代において預かる「管理人、支配人的存在」に過ぎず、放蕩に身をやつすような家長を他の関係者たちが強制的に隠居させる慣行すらあったのに対して、明治民法における「戸主」は、家産に対して私的所有権をもつ「個人」としてその地位を与えられていた。明治政府は、

そのような仕方で、家という自律的な中間団体を実質的に弱体化させ、中央集権的国家に直結する土台として作り変えたのである（宇野 [2014]）。

第二に、生物学的な直系の親子関係を重視すべしという思想をまず言挙げしたのは必ずしも復古主義を掲げる人びとだけではなく、むしろその先駆となったのは、明治初年に活躍した近代主義者たちであった。その立役者の一人は、初代文部大臣を務めた森有礼である。その「妻妾論」（明治7年）において、森は当時の妻妾制（実質的な一夫多妻制）およびそれと結びついた養子制度を「人倫の大本」に反する風習であるとして批判し、「血統ヲ正スルハ歐米諸州ノ通習ニシテ倫理ノ因テ以テ立ツ所ナリ」と論じた（「妻妾論二」）。福沢諭吉もまた、すでに明治維新以前から妻妾制を厳しく批判し、「一夫一婦制」に基づく対等な夫婦が、その間に生まれる子を育てる家族こそが「天の道」と主張していた（『西洋事情』）。

西欧社会の結婚・家族に範をとったこのような近代主義的「血統」観は、一見、明治民法が確立した家父長制的な家制度とは相容れないように見える。しかし男子優先の原則を脇に措けば、嫡系至上の原則においては本質的に一致している。このことが示唆するのはおよそ以下のようなことである。一方で、明治民法に規定された家制度は、それを推進した人びとが強調したのとは違って、決して古来の「醇風美俗」を単純に継承するものなどではなく、むしろそれを換骨奪胎し、資本主義・帝国主義の時代に適合するものとして新たに仕立て直した結果としての、すぐれて「近代的」なものであった（こうした意味で、それはホブズボウム等のいう「近代において創造された伝統」の典型例である）。他方、森や福沢が掲げた近代的家族の理念は、今日の民主化された家族の理念に通じる要素を確かに含みつつも、本質的には近代国家を支える基礎的な部品として価値づけられており、決して個人それ自体を尊重するものであったとは言えない。

以上、駆け足で見てきたように、夫婦と直系嫡子から成る関係のみを規範的な結婚・家族の要諦として特権視するような価値観は、むしろ往古よりの文化に根ざす部分を持つとはいえず、それ以上に明治期を通じて強化された「近代的」なものである。

4 結語——「伝統」概念再考

ここまでの検討作業により、各判決が「伝統的」と呼んだ結婚・家族のあり方が、決して悠久の太古に起源を遡るようなものではないことが明らかになったと言えるだろう。むしろ、たとえば中世にその萌芽を見る「家」に対して、「伝統」という概念を当てはめることもできる。それも一つの用法ではあろう。だがその場合、なぜそれ以前の対偶婚的な性愛関係の方を「伝統」と呼ばないのかという問いに答えねばならないはずである。こうした問いに正面から答えない限り、「伝統」という概念を、特定の慣習や観念を正当化するために恣意的に利用しているという誹りを免れることはできない。

それでは、「伝統（的）」と呼ぶべきものと呼ぶべきでないものを隔てる明確な基準はあるのだろうか。先だって述べた通り、各判決や一般的な国語辞典の中にそれを見出すことはできない。そこで最後に、結婚・家族に関する学術的研究において「伝統」の概念がどのように理解されているのかを見てみよう。

日本の家族社会学では「近代家族」「現代家族」と対比されるものとして「伝統家族」の概念が用いられてきたが、そこで用いられる「伝統」の指すものは必ずしも明らかではない。たとえば、20世紀における研究史を総括した定評あるアンソロジーの「はしがき」で、編者は次のように述べている。「「伝統家族」という用語は、かなり曖昧であるが、本巻ではこの概念を、現代の日本人の家族行動を規定している歴史的な、それ故に個性的な家族行動のパタン、と規定しておこう。このような意味で、これを日本人の家族行動の「基層」と呼びかえてもよい」（光吉 1986: iii）。一見して明らかのように、この規定ではまだ、各判決文と同様、歴史上のどの時期のいかなる事象を指して「伝統家族」と呼ぶべきなのかは全く分からない。

ここに興味深い問題が立ち上がる。「日本人の……基層」という表現から、多くの人は、きわめて遠い過去に生じ、非常に長い歴史をもつ事象を思い浮かべるのではないだろうか。もう少し具体的には、少なくとも古代、あるいは縄文・弥生といった先史時代にまで遡る歴史である。これは「伝統」を最も広い意味にとることである。しかしながら、同じ著者が同書のすぐ後の箇所ですべての内容から、ここでの「伝統」の概念がそれよりもずっと限定的に理解されていることがわかる。「日本の家族は、歴史的にみてもその性格を複雑に変化させてきたし、地域的にもそれぞれ微妙な差異を示している。したがって、伝統家族のモデルをいずれに求めるかの問題は必ずしも単純とはいえないが、少なくともそれを家として把握しようとする点では大筋の合意をえている」（光吉 1986: 3）。家族という領域における「伝統」とは、「家」のことなのである。

実のところ、右の文献に限らず、日本の結婚・家族における「伝統」の内実を「家」（いえ、イエ）に見る見解はかなり一般的なものである（近年の一例として、西谷 [2021]）。そうだとすれば、ここから以下のような帰結が導かれるだろう。日本の歴史の端緒から「家」が存在したとする極端な「家不変説」に立つ極く一部の論者を除けば、すでに見てきたとおり、「家」が端緒的に成立した時期は最大限遡ってもせいぜい中世前期のことであり、人口の大部分にそれが浸透したのは近世後期だとするのが現在の学術的常識である。したがって、ここでは「伝統」という概念は必ずしも非常に「長い歴史」をもつものを指すわけではなく、むしろ我々にとって馴染みを感じられるような、相対的に近い過去を表す概念として用いられている、ということである。

各判決文もまた、このような仕方ですべて「伝統的」という表現を用いたのであろうか。だが仮にそうだとすれば、そのことは、本意見書の主旨に照らして重大な含意をもつことになる。なぜなら、このような理解を前提に置くならば、我々が現代の結婚・家族について規範的判断を下すにあたって「伝統」を尊重するということは、とりもなおさず「家」制度を尊重することに等しいということになりかねないからである。それが正しいことであるとは到底思われない。

以上の行論をふまえて、結論を簡潔にまとめておこう。「伝統」を広義に解し、古代（あるいはそれ以前）にまで遡るような長期における日本の文化・慣行を指すものとするなら、〈実子を共同で養育する永続的關係〉を希求する結婚をもって「伝統」とみなすことはできない（少なくとも唯一の「伝統」であるとは言えない）。日本の歴史上にみられる結婚

慣行には、そうした規範的観念からは外れる要素が多々見られるからである。他方、「伝統」を狭義に解し、近世から明治期にかけて普遍的に確立した「家」制度を指すものとするなら、そのような概念を根拠として同性間の婚姻（ここでは法律婚としての婚姻の権利こそが問題であることはいうまでもない）を否定することは、今日において正当化し難いと思われる。よって、いずれにしても、各判決における「伝統的な婚姻」の概念は、同性間の婚姻を否定する根拠としては、十分に強固なものではないと言うべきである。

【補記】「伝統的」という語句の文法に関わる問題について（これは論理的には重要であるが、やや煩瑣な議論になり、本意見書の趣旨を超える面もあるので、本文ではなく補記とする。）

東京地裁・名古屋地裁いずれの判決文においても、「伝統的」という語は「伝統的に」という副詞として用いられ、「捉えられてきた」という述語部に係けられている（東京地裁「伝統的に、婚姻とは、（中略）と捉えられてきた」、名古屋地裁「〔婚姻の〕形態は、（中略）伝統的には、（中略）と捉えられてきた」）。すなわち、ここで「伝統的」とされているのは結婚の「実態」（その名の下に行われる人びとの行為や慣習）そのものではなく、結婚とはいかなるものかという「観念」だということである。

むしろ基本的には、「実態」と「観念」はコインの両面のように結びついている。人びとは各自が生きる社会に於ける結婚の観念に従い、それを具現化する行為として入籍・結婚式・共同生活等の行為を行うのである。しかしながら、複数の結婚の観念が並立していたり、それが変化の途上にあるような場合には、観念と実態の乖離が問題になることもある。たとえば、結婚そのものというよりも家族に関する事例だが、古代国家が編成した戸籍における「戸」が人びとの家族生活の実態とはかけ離れていることはつとに指摘されてきたところである（戸籍擬制説）。

このような観点から、本意見書は、ある時代・地域・階層における結婚の観念が人びとの生活実態とどこまで忠実に対応しているかに注意を払った。

主要参考文献（五十音順）

- 今津勝紀 2019 『戸籍が語る古代の家族』吉川弘文館
- 宇野文重 2016 「明治民法「家」制度の構造と大正改正要綱の「世帯」概念：立法と司法における二つの「家」モデルと〈共同性〉」（加藤他編 2016）
- 大口勇次郎・成田龍一・服藤早苗編 2014 『ジェンダー史（新 体系日本史 9）』山川出版社
- 太田素子 1994 『江戸の親子：父親が子どもを育てた時代』中公新書
- 太田素子 2011 『近世の「家」と家族：子育てをめぐる社会史』角川学芸出版
- 大藤修 2012 『日本人の姓・苗字・名前：人名に刻まれた歴史』吉川弘文館
- 大沼洋文 2018 「民事慣例類集からみる近代移行期日本の養子慣行」『言語と文明』16: 65-83.
- 落合恵美子編 2015 『徳川日本の家族と地域性：歴史人口学との対話』ミネルヴァ書房
- 加藤彰彦・戸石七生・林研三編著 2016 『家と共同性（家族研究の最前線 1）』日本経済評論社

- 鹿野政直 1983 『戦前・「家」の思想』創文社
- 栗原弘 1988 「平安中期の入墓規定と親族組織：藤原兼家・道長家族を中心として」（総合女性史研究会編『日本女性史論集4 婚姻と女性』吉川弘文館）
- 関口裕子 1993 『日本古代婚姻史の研究 上・下』塙書房
- 関口裕子・服藤早苗・長島淳子・早川紀代・浅野富美枝 1998 『家族と結婚の歴史』森話社
- 田端泰子 1985 「古代・中世の「家」と家族：養子を中心として」『橘女子大学研究紀要』（10）41-67.
- 田端泰子・細川涼一 2002 『女人、老人、子ども（日本の中世4）』中央公論新社
- 高橋秀樹 1996 『日本中世の家と親族』吉川弘文館
- 西谷正浩 2021 『中世は核家族だったのか：民衆の暮らしと生き方』吉川弘文館
- 西野悠紀子 2014a 「原始社会とジェンダー」（大口他編 2014）
- 西野悠紀子 2014b 「律令制国家とジェンダー」（大口他編 2014）
- 戸石七生 2017 『むらと家を守った江戸時代の人びと 人口減少地域の養子制度と百姓株式』農山漁村文化協会
- 服藤早苗 1998 『平安朝 女性のライフサイクル』吉川弘文館
- 服藤早苗 2014 「「家」の成立とジェンダー」（大口他編 2014）
- 服藤早苗 2022 「古代・中世の婚姻形態と同居家族・「家」：『招婿婚の研究』の批判的継承」（『高群逸枝 1894-1964——女性史の開拓者のコスモロジー（別冊『環』26）』藤原書店）
- 服藤早苗監修 2011 『歴史のなかの家族と結婚』森話社
- 光吉利之 1986 「はしがき」「序論」（光吉利之・松本通晴・正岡寛司編『リーディングス日本の社会学3 伝統家族』東京大学出版会）
- 柳谷慶子 2014 「武家のジェンダー」（大口他編 2014）
- 湯沢雍彦 2005 『明治の結婚 明治の離婚：家庭内ジェンダーの原点』角川学芸出版

執筆者略歴

職歴

- 1992年3月 東京大学社会学研究科Aコース単位取得退学
- 1992年4月 明治学院大学社会学部専任講師
- 1995年4月 明治学院大学社会学部助教授
（内、1997年4月～1998年9月 カリフォルニア大学バークレー校客員研究員）
- 2001年4月 明治学院大学社会学部教授（現在に至る）
（内、2006年8月～2007年3月 ニューヨーク大学客員研究員）

所属学会

日本社会学会、日本生命倫理学会

主著

- ・単著『データ解説 現代のセクシュアリティ』（（財）日本性教育協会、1997）
- ・単著『性現象論：差異とセクシュアリティの社会学』（勁草書房、1998）
- ・単著『〈恋愛結婚〉は何をもたらしたか：性道德と優生思想の百年間』（筑摩書房、2004）
- ・単著『知らないと恥ずかしいジェンダー入門』（朝日新聞社、2006）
- ・単著『〈個〉からはじめる生命論』（NHK出版、2007）
- ・単著『はじめてのジェンダー論』（有斐閣、2017）
- ・共著（石田仁・海老原暁子）『図解雑学 ジェンダー』（ナツメ社、2005）
- ・編著『自由への問い8 生—生存・生き方・生命』（岩波書店、2010）
- ・共編著（柘植あづみ）『遺伝子技術の社会学：テクノソサエティの現在II』（文化書房博文社、2007）
- ・共編著（坂本佳鶴恵・瀬地山角）『フェミニズム・コレクションI 制度と達成』『フェミニズム・コレクションII 身体・性』『フェミニズム・コレクションIII 理論』（勁草書房、1993）
- ・論文「女性の自己決定権の擁護」（『ソシオロギス 15号』、1991）
- ・論文「生殖する権力：ジェンダー・主体・新しい優生学」（『現代思想』1992年1月号）
- ・論文「『女性の自己決定権の擁護』再論」（江原由美子編『フェミニズムの主張3 生殖技術とジェンダー』勁草書房、1996）
- ・論文「愛せよ、産めよ、より高き種族のために：一夫一婦制と人種改良の政治学」（大庭健・鐘ヶ江晴彦・長谷川真理子・山崎カヲル・山崎勉編『シリーズ【性を考える】3 共同態』（専修大学出版局、1997）
- ・論文「身体を所有しない奴隷：自己決定権の擁護」（『思想』922号、2001）
- ・論文「「生まれないほうが良かった」という思想をめぐる：Wrongful life 訴訟と『生命倫理』の臨界」（『社会学評論』第55号第3巻、2004）
- ・論文「ジェンダー論と進化生物学」（江原由美子・山崎敬一編『ジェンダーと社会理論』有斐閣、2006）
- ・論文「〈誤った生命〉とは誰の生命か：ロングフル・ライフ訴訟の定義から見えるもの」（酒井泰斗・浦野茂・前田泰樹・中村和生・小宮友根編『概念分析の社会学2：実践の社会的論理』ナカニシヤ出版、2016）
- ・論文「青少年の性についての悩み：自由記述欄への回答からみえるもの」（日本性教育協会編『「若者の性」白書：第8回 青少年の性行動全国調査報告』小学館、2019）
- ・論文「亡き人を〈悼む〉こと、「死者」を忘れること」（『アンジャリ 37』親鸞仏教センター、2019）
- ・論文「ジェンダー論と生物学：永続する闘争か？」（江原由美子編『争点としてのジェンダー：交錯する科学・社会・政治』ハーベスト社、2019）
- ・論文「性・優生学・人類の未来：W・D・ハミルトンの進化思想を読む」（『現代思想』第49巻12号、2021）